



監督署からのお知らせ (2021年10月)

石巻労働基準監督署

令和3年10月12日

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

《 令和3年9月末現在の労働災害発生状況 》

9月末現在、**休業4日以上**の労働災害が**323件**と、**前年同月と比べて73件 (+29.2%)**も増加しており、依然として平成24年以降で最多となっています。

業種別でみると、製造業（特に食料品製造業）、商業（特に小売業）、陸上貨物運送事業の増加が目立つとともに、発生状況（事故の型）からは、転倒28.5%、墜落・転落11.8%、切れ・こすれ9.9%、はさまれ・巻き込まれ9.6%となっており、次の業種にはそれぞれ次のような重点的対策をお願いします。

製造業 転倒、包丁等による切創、機械へのはさまれ・巻き込まれ

商業 転倒、脚立等からの墜落・転落

陸上貨物運送事業 荷台等からの墜落・転落

また、上記業種だけでなく、他の業種においても、**安全作業手順の周知・徹底、安全な作業環境の確保・維持、作業員目線での安全点検などの取組**をお願いします。

< 石巻管内の労働災害発生状況（令和3年9月末時点） >

業種	令和元年確定値		令和2年確定値		前年比		令和3年1～9月		令和2年1～9月		前年同月比	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡		うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
全業種	364	5	362	3	-2	-2	323	2	250	2	73	0
製造業	110	0	100	2	-10	2	91	1	69	2	22	-1
うち食料品製造業	63	0	52	2	-11	2	60	1	36	2	24	-1
うち水産食料品	49	0	46	2	-3	2	50	1	32	2	18	-1
建設業	88	3	76	0	-12	-3	61	0	55	0	6	0
土木工事業	31	2	38	0	7	-2	28	0	25	0	3	0
建築工事業	42	1	30	0	-12	-1	24	0	22	0	2	0
その他の建設業	15	0	8	0	-7	0	9	0	8	0	1	0
陸上貨物運送事業	30	1	27	1	-3	0	21	1	17	0	4	1
商業	38	0	43	0	5	0	51	0	28	0	23	0
うち小売業	29	0	38	0	9	0	38	0	24	0	14	0
保健衛生業	32	0	38	0	6	0	23	0	26	0	-3	0
うち社会福祉施設	31	0	34	0	3	0	15	0	23	0	-8	0
上記以外の業種	66	1	78	0	12	-1	76	0	55	0	21	0



宮城労働局の状況
石巻署分も掲載



転倒災害発生状況(全業種)



転倒災害発生状況(小売業)

《 「Safework 向上宣言」の取組により、安全衛生管理水準の向上を図りましょう！ 》

労働災害防止のポイントは、労使が一体となって、自主的な安全衛生管理活動を積極的・継続的に実施することです。宮城労働局では、その取組の契機、具体的方法として、「Safework 向上宣言」の取組をお勧めしています。

宣言登録により、働く方や取引先の安全衛生への理解が促進される、宮城労働局などへホームページ掲載を通じて企業PRとなる、求人票に宣言企業であることを記載できるなどのメリットがあります。

登録申請は、宮城労働局健康安全課で受付中です。なお、建設業は建災防宮城県支部あて申請も可能です。

Safework 向上宣言



「Safework 向上宣言」を登録しましょう！！

「Safework 向上宣言」登録によるメリット

宣言の社内外への発信による労働者や取引先等の理解促進

インターネット上での公開によるPR効果

宣言は宮城労働局等のホームページ上で公開されます

求人票の特記事項欄への記載による採用効果

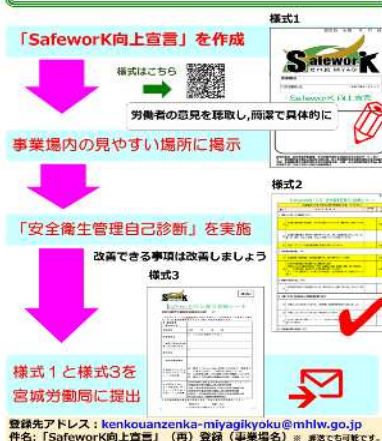
ハローワーク求人票等に「Safework 向上宣言」事業場であることを記載できます



問合せ先 宮城労働局健康安全課
TEL(022) 299-8839

登録方法はこちらから

「Safework 向上宣言」の登録方法

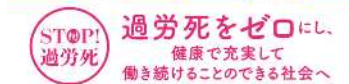


《 過重労働による健康障害防止に努めましょう ~ 11月は「過労死等防止啓発月間」 ~ 》

過重労働は、心身に対して過重な負荷を与え、脳・心臓疾患や精神障害を発生させる場合があります。過労死等は絶対にあってはならないものです。そのため、厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」とし、過重労働による健康障害防止の重要性、具体的取組内容などを周知・啓発しています。

11月6日(土)に全国一斉での「過重労働解消相談ダイヤル」を実施するほか、11月15日(月)には、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

この月間を契機に、企業における労働時間の把握・管理状況の確認、長時間労働となっている部署の業務見直し、メンタルヘルス対策を含めた健康確保対策の推進など、働き方改革を更に進めていきましょう。



過労死等防止啓発月間

過重労働解消相談ダイヤルでの電話相談、過労死等防止対策シンポジウムへの参加については、こちらから

《 STOP! しわ寄せ ~ 大企業・親企業と下請等中小事業者は共存共栄! ~ 》

事業主の皆様は、「労働時間等設定改善法」により、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。また、適正なコストを伴わない場合も問題となる場合があります。

具体的には、次の取組を社内に周知・徹底をお願いします。

週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること

発注内容の頻繁な変更を抑制すること 「しわ寄せ」防止キャンペーン

発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

下請かけこみ寺(中小企業庁)

取引上のしわ寄せにお悩みの場合は、「下請けかけこみ寺」

までご相談ください。電話は 0120-418-618 です。



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容変更などのしわ寄せを生み出している場合があります。



大企業と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容変更などはやめましょう!

《 労働保険への加入はお済みですか? ~ 労働保険は皆様の安心・安全のための保険です ~ 》

労働保険は、労災保険と雇用保険を合わせた総称です。一部の例外を除き、パート・アルバイトを含めて労働者を一人でも雇用すると加入義務があり、その加入手続と保険料納付は、保険関係が成立後、速やかに行う必要があります。手続や納付を怠っていると、追徴金が発生したり、助成金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。労働保険制度の概要・手続など



お問合せは、宮城労働局労働保険徴収課(022-299-8842) 監督署又はハローワークまで。

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18 (ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。)

お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366

労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483

労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます(9:00~16:00)

(気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2階(ハローワーク気仙沼と同じ建物) 電話：0226-25-6921)

宮城労働局石巻署ページ

宮城労働局メール

